

No. 1 1 不測の事態が生じた際の質疑・質問の発言順序の変更について

【提案趣旨】

議員が、質疑・質問を行う日に、忌引き等により本会議に出席できない不測の事態が生じた場合においても、発言の機会を確保する観点から、質疑・質問を別の日に行うことができるようにしてはどうか。

【関係規定】

会議規則第 52 条

- 1 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。
- 2 略
- 3 発言の順序は、議長が決める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。

先例 116

代表質疑及び会派質疑の発言順序は、大会派順（所属議員同数の会派は、会派結成の届出順）とする。

先例 119

一般質疑及び一般質問の発言順序は、議会運営委員会で各会派があらかじめ指定した発言者順に、下表の方法により抽せんで決めるものとする。ただし、所属議員 4 人以下の会派（無所属を含む。）の発言者は、2 回目以降の抽せんに加え、委員長がくじを引く。

なお、発言時間が 30 分以内（1 枠）の場合は、会派ごと 2 人（2 枠）の発言を連続して行うことができ、その際の発言順序は、1 回の抽せんで決定する。

また、発言順序決定後の会派間の変更は認めない。

（表：略）